遠雷は危険のシグナル

夏休みはさまざまな部活の課外活動、子供会、スポーツ少年団などの活動が最も盛んになる季節です。このような活動を支える教師、地域の指導者の皆様も最も忙しくなる季節です。わたしも若いころを思い出し胸が高鳴るのを覚えます。

しかし、わたしのような職業にあると、気になって仕方がないのは、事故、特に夏の場合は自然災害です。最近の異常気象を考えると、なおさらです。

「遠雷」は夏の風物詩として俳句や小説によく使われます。しかし、野外スポーツにおいては危険を示すシグナルです。平成８年８月、大阪府高槻市において高校生のサッカー大会が開催されました。ところが、２日目の試合開始５分後の午後４時３５分ごろ、出場していた高知県のＴ高校の１年生選手の頭上に落雷が発生しました。その高校生はその場に倒れ、直ちに病院に搬送され、その後長い間治療を受けましたが、不幸にも視力障害、両足機能の全廃、両手機能の著しい障害が残りました。

この事件はその後裁判となり、Ｔ高校（学校法人）、大会主催者の高槻市体育協会の損害賠償責任の有無が争われました。最も大きな問題は、Ｔ高校サッカー部の引率者兼監督の教諭や大会主催者に「落雷を予見して事故の発生を回避すべき安全配慮義務違反の過失」があったか否かでした。

高知地裁、高松高裁ではいずれも安全配慮義務を否定しましたが、最高裁（平成１８年３月１３日判決）では、これを肯定した上で、試合開始直前ごろまでに教諭が落雷事故の発生を予見していたとしたら、回避に向けてどのような措置がとれたか、さらに審理を尽くすべきであるとして高松高裁に差し戻しました。高松高裁は平成２０年９月１７日、試合会場の外周にある 50 本のコンクリート柱付近に避難すれば落雷の直撃に遭う可能性は相当程度低くなっていたとして、約３億円の賠償を命じました。

落雷による死傷事故は、全国で平成７年まで毎年平均９件（うち死亡４人強）発生していること、平成８年以前においても、運動場で遠雷が聞こえたとき、入道雲が頭上にモクモクと発遠したときなどは直ちに避難すべきであるとする文献が多く存在していたことなどが最高裁判決の理由となっています。

遠雷が聞こえる距離は約２０キロ（時間にして約 60 秒）といわれています。避難に要する時間などを考慮すると、遠雷が聞こえたら直ちに避難する必要があります。

日本サッカー協会はこの判決を受けて、平成１８年４月１１甘「サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針」を都道府県サッカー協会、各種サッカー連盟に発しています。しかし、わたしの経験では、他のスポーツや課外活動に従事する教諭、指導者、主催者（場合によっては中継放送局も）の中にはいまだ浸透していないという印象を受けています。楽しくあるべき活動が一瞬にして大変な不幸を招くことを考え、中止する勇気を持っていただきたいと思います。

【平成 22 年 7 月 22 日　静岡新聞　朝刊　掲載】